匝瑳市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年11月10日(金)午後3時から午後4時15分まで
- 2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室
- 3 出席委員(27名)

1番 佐藤正剛委員 2番 穴 澤 久 男 委員 3番 塚本 繁 雄 委員 4番 安 藤 幸 春 委員 5番 大 木 章 寿 委員 6番 佐藤喜巳委員 石 毛 甲子男 委員 7番 8番 郡 司 武 幸 委員 9番 今 井 睦 子 委員 田 利 之 委員 10番 石 藤栄治委員 11番 大 木 丈 雄 委員 12番 伊 13番 椎名 正 和 委員 14番 Ш 﨑 幸 治 委員 久 古 浩 二 委員 15番 伊藤 喜 信 委員 16番 渡邊弘仁委員 17番 大 木 寛 委員 18番 19番 熱田 幸 子 委員 20番 川 口 京 子 委員 21番 太田 忠 治 委員 22番 菱 木 信 治 委員 23番 大 木 一 夫 委員 24番 石 井 敏 雄 委員 25番 椎名 勝英委員 26番 鈴 木 正 夫 委員 27番 伊藤定夫委員

- 4 欠席委員(0名)
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件
 - 議案第3号 平成29年度第5次農用地利用集積計画(案)について (別冊)
 - 議案第4号 平成29年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定に ついて (別冊)
 - 報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 2件
 - (2) 利用権の中途解約に係る通知について 2件

その他

6 事務局職員出席者 (農業委員会事務局)事務局員3名 市産業振興課職員3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成29年11月農業委員会定例総会を開会いたします。 はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。

委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷 心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること となっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いします。

議長 本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて 御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、5番大木章寿委員、6番佐藤喜巳委員を指名 いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申 請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議案第1号の番号1番から2番及び番号4番は利用権設定に関する件、 3番及び5番から6番は所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、議案書を基に朗読】

番号1から6番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長
ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

11番 番号1番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。

- 9番 番号2番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われます。
- 12番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。
- 26番 番号4番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われます。 番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。
- 5番 番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。
- 議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑を打ち 切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議 長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。
- 議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定 について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。
- 事務局 【議案第2号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、建売分譲住宅1棟用地として田412㎡を譲り受け 計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、太陽光発電施設用地として畑525㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、専用住宅及び車庫用地として畑499㎡を借り受け 計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、専用住宅用地として畑159㎡を借り受け計画する ものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

- 議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。
- 11番 番号1番について、譲受人は市内で建設業を営んでいます。申請地に建 売分譲住宅1棟用地として計画するものです。農地区分は、第1種農地相 当ですが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺 農地への日照、排水等の影響はないと思います。
- 9番 番号2番について、申請地を太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われ、転用目的に問題なく、 周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。
- 25番 番号3番について、申請者は市内の賃貸住宅で生活していますが、実家 に隣接する申請地を専用住宅及び車庫用地として計画するものです。農地 区分は第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。 転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。
- 17番 番号4番について、申請者は市外の賃貸住宅で生活していますが、実家 に隣接する申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分につ いては、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われま す。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思い ます。
- 議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申 請に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第3号「平成29年度第5次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る11月8日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

14番 本件につきましては、去る11月8日、午後1時30分より、匝瑳市民 ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、平成29年11月2日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成29年度第5次農用地利用集積計画案を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしくお願いします。

議長 農地銀行会長からの報告が終わりました。詳細について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画案の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進 法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「平成29年度第5次農用地利用集積計画(案)について」質 疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「平成29年度第5次農用地利用集 積計画(案)について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第4号「平成29年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る11月8日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

本件につきましては、去る11月8日、午後1時30分より、匝瑳市民 ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、平成29年10月25日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成29年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしくお願いします。

議 長 農地銀行会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明 をお願いします。

事務局 議案第4号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議長事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第4号「平成29年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定 について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号「平成29年度第4次農用地利用配 分計画案に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について2件、利用権の中途解 約に係る通知について2件ありました。内容については、記載のとおりで す。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理 しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件

議案第3号 平成29年度第5次農用地利用集積計画(案)について

(別冊)

議案第4号 平成29年度第4次農用地利用配分計画案に係る意見決定に ついて (別冊)

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

(2) 利用権の中途解約に係る通知について 2件でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成29年11月10日匝瑳市農業委員会の定例総会 を閉会いたします。